平成２５年（フ）第１３号
新潟市秋葉区結2386番地１　ルミエールピコ102
債務者　柴澤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
新潟市北区早通南５丁目２番23―11号
債務者　佐藤　和枝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
新潟市中央区礎町通５ノ町2259番地４　カーサ礎304号
債務者　野澤　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
岐阜県中津川市福岡1701―６　Ｅ棟、住民票上の住所岐阜県中津川市福岡1699番地12　Ｅ棟
債務者　國枝　宏之（旧姓捫垣）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４１７号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地５―408
債務者　森　　亨仁
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０８号
奈良市あやめ池南３丁目３番35―301号、破産申立時の住所京都府木津川市木津八ケ坪３番地６
債務者　川本　智美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
京都府向日市寺戸町西野辺１番地の３　フェリーチェ201号
債務者　川崎　恵美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
京都市山科区大宅桟敷５番地２　シルフィード山科102
債務者　浅田　裕之
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７８号
大阪府松原市河合１丁目12番15号
債務者　倉田　美代
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２５号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷271番地の３
債務者　宮本　高男
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４２号
堺市西区鳳東町７丁800番地６　コートハウスヨーク101号、前住所堺市中区八田西町２丁３番15―208号
債務者　渡邉　教子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
大阪府柏原市法善寺３丁目８―10、住民票上の住所大阪府羽曳野市大黒241番地の18
債務者　松村　清展
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
堺市中区深井水池町3458番地　トーホクハイツ201号
債務者　濵野　　渉
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
堺市東区白鷺町１丁25番５―301号
債務者　北池　由佳
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
神奈川県厚木市金田284　サニーパレス高柳103号、住民票上の住所長野県松本市大字中山2053番地２
債務者　原　　修
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８号
新潟市西区内野山手１丁目14番14号　コーポすぐる102号、前住所新潟市西蒲区岩室温泉290番地
債務者　石崎　純子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
新潟県燕市吉田大保町４－７　佐野方、住民票上の住所新潟県燕市西槙1063番地
債務者　猪股　香織
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　新潟地方裁判所民事部